

平成 30 年 7 月豪雨に対応した消防設備士免状及び危険物取扱者免状の
再交付手数料の免除に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 30 年 7 月豪雨により消防設備士免状又は危険物取扱者免状を喪失、破損等した被災者等に対する免状の再交付手数料について、高知県消防法関係手数料徴収条例（平成 12 年高知県条例第 6 号）第 9 条の規定による手数料の免除について必要な事項を定めるものとする。

(免除の要件)

第 2 条 平成 30 年 7 月豪雨によるり災証明書の交付を受けた消防設備士又は危険物取扱者が、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 36 条の 6 第 1 項の規定により免状の再交付の申請を行う場合又は危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 35 条第 1 項の規定により免状の再交付の申請を行う場合に、再交付手数料を免除する。

(免除申請の手続等)

第 3 条 前条の規定により再交付手数料の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、消防設備士免状書換・再交付申請書又は危険物取扱者免状書換・再交付申請書（以下「書換等申請書」という。）に、別記様式による免除申請書（以下「申請書」という。）及びり災証明書の写しを添付して高知県知事（以下「知事」という。）に申請しなければならない。

2 申請者のうち、既に再交付手数料を納付し免状を交付された者については、申請書にり災証明書の写しを添付して知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の申請があった場合において、消印済みの書換等申請書を確認することができたときは、徴収済みの再交付手数料を返還するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 8 月 17 日から施行し、平成 30 年 7 月 5 日から適用する。

2 この要綱は、平成 31 年 8 月 31 日限りその効力を失う。